

平成 22 年 11 月 19 日

国 土 交 通 省

## 国土交通省所管公共事業における計画段階評価の試行について

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、「国土交通省所管公共事業における政策目標評価型事業評価の導入についての基本方針（案）」を本年 8 月 9 日に策定・公表しました。本基本方針（案）は、評価の手法の改善についての基本的な考え方、計画段階評価の基本的な枠組み及び試行の実施方針を定めております。

今般、本基本方針（案）に基づき、下記の箇所において、計画段階評価の試行を行うこととしました。

## ○計画段階評価の試行箇所

河川：土器川<sup>どきがわ</sup> [香川県]

道路：北海道横断自動車道（黒松内<sup>くろまつない</sup>～余市<sup>よいち</sup>） [北海道]

日本海沿岸東北自動車道（二ツ井白神<sup>ふたついしらかみ</sup>～あきた北空港<sup>きたくうこう</sup>） [秋田県]

中部横断自動車道（長坂 JCT<sup>ながさか</sup>～八千穂<sup>やちほ</sup>） [山梨県・長野県]

港湾：茨城港<sup>いばらきこう</sup> 常陸那珂港区中央ふ頭地区<sup>ひたちな かこうく</sup> 国際物流ターミナル整備事業 [茨城県]

## (参考) 意見聴取を行う第三者委員会

河川：土器川流域学識者会議

道路：社会資本整備審議会 道路分科会事業評価部会及び各地方小委員会

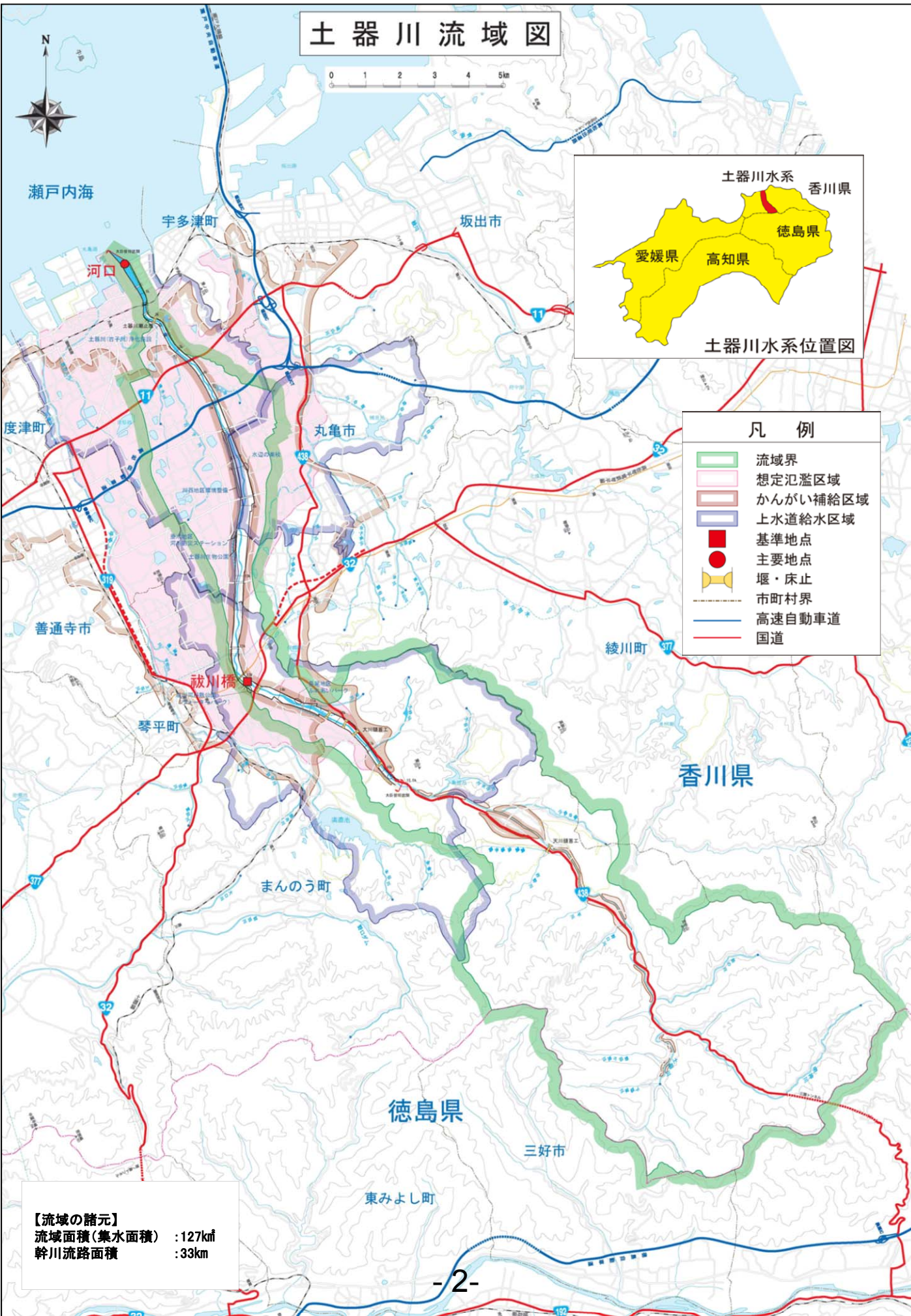
港湾：交通政策審議会 港湾分科会事業評価部会

## (問い合わせ先)

国土交通省大臣官房技術調査課	課長補佐 馬渡	代表 03-5253-8111 (内線 37682) 直通 03-5253-8593
国土交通省大臣官房公共事業調査室	専門官 山形	代表 03-5253-8111 (内線 24295) 直通 03-5253-8258

# 土器川流域図

0 1 2 3 4 5km



- 凡例
- 流域界
  - 想定氾濫区域
  - かんがい補給区域
  - 上水道給水区域
  - 基準地点
  - 主要地点
  - 堰・床止
  - 市町村界
  - 高速自動車道
  - 国道

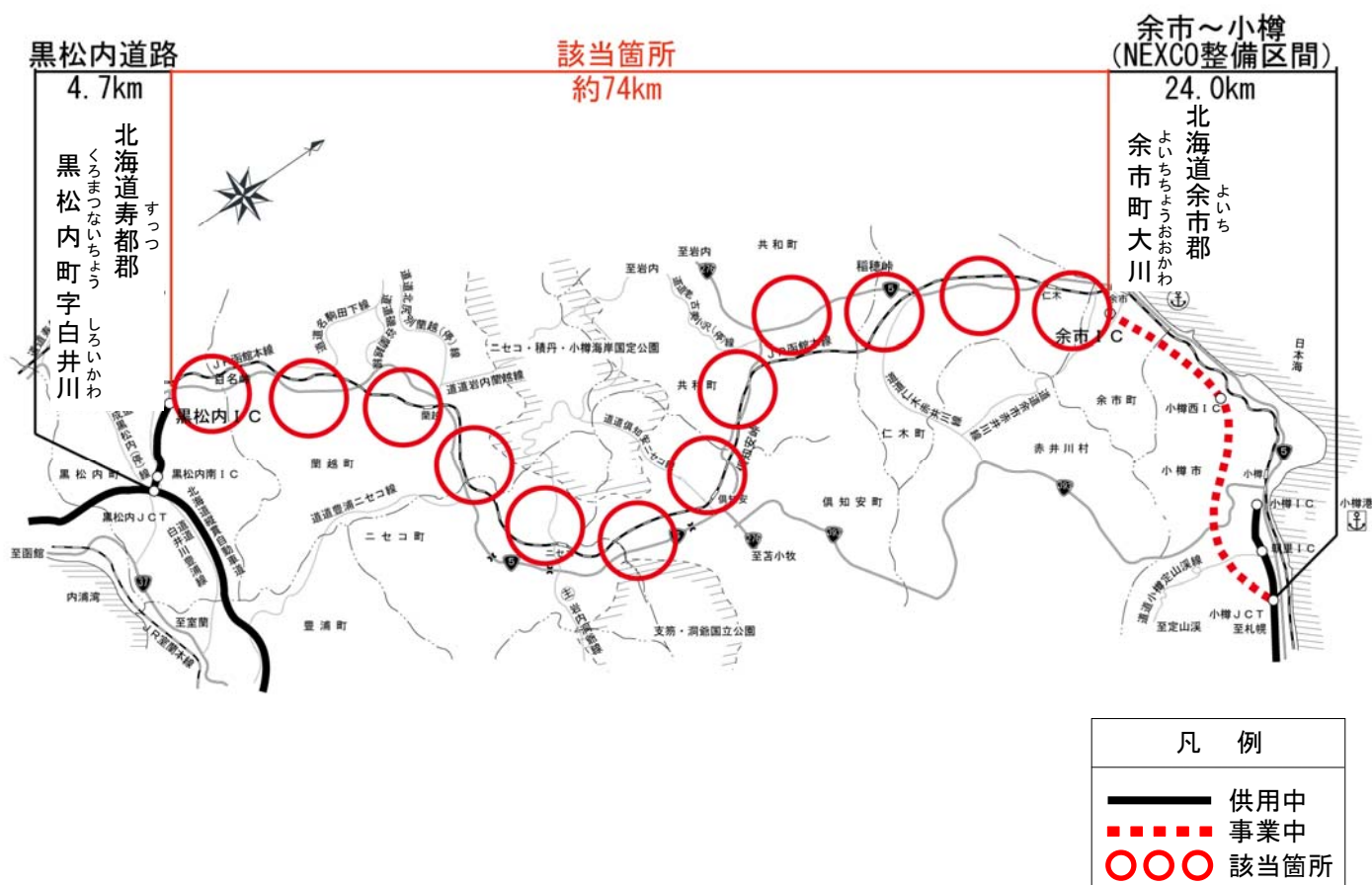
【流域の諸元】  
 流域面積(集水面積) : 127km<sup>2</sup>  
 幹川流路面積 : 33km

# 北海道横断自動車道

くろまつない よいち  
黒松内～余市

事業区間：北海道寿都郡黒松内町字白井川  
～北海道余市郡余市町大川

延長：約74km

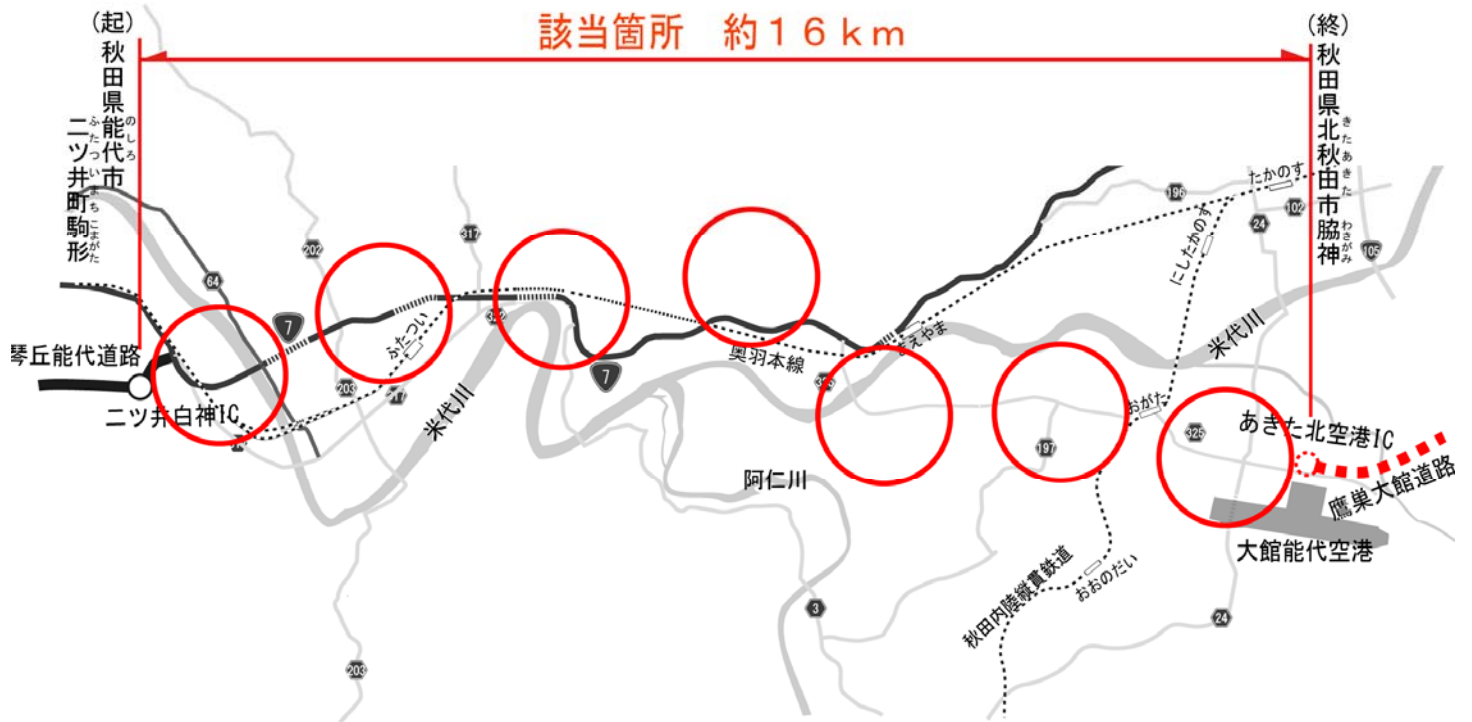


# 日本海沿岸東北自動車道

ふたつ いしらかみ きたくこう  
ニッ井白神～あきた北空港

事業区間：秋田県能代市ニッ井町駒形  
～秋田県北秋田市脇神

延長：約16km

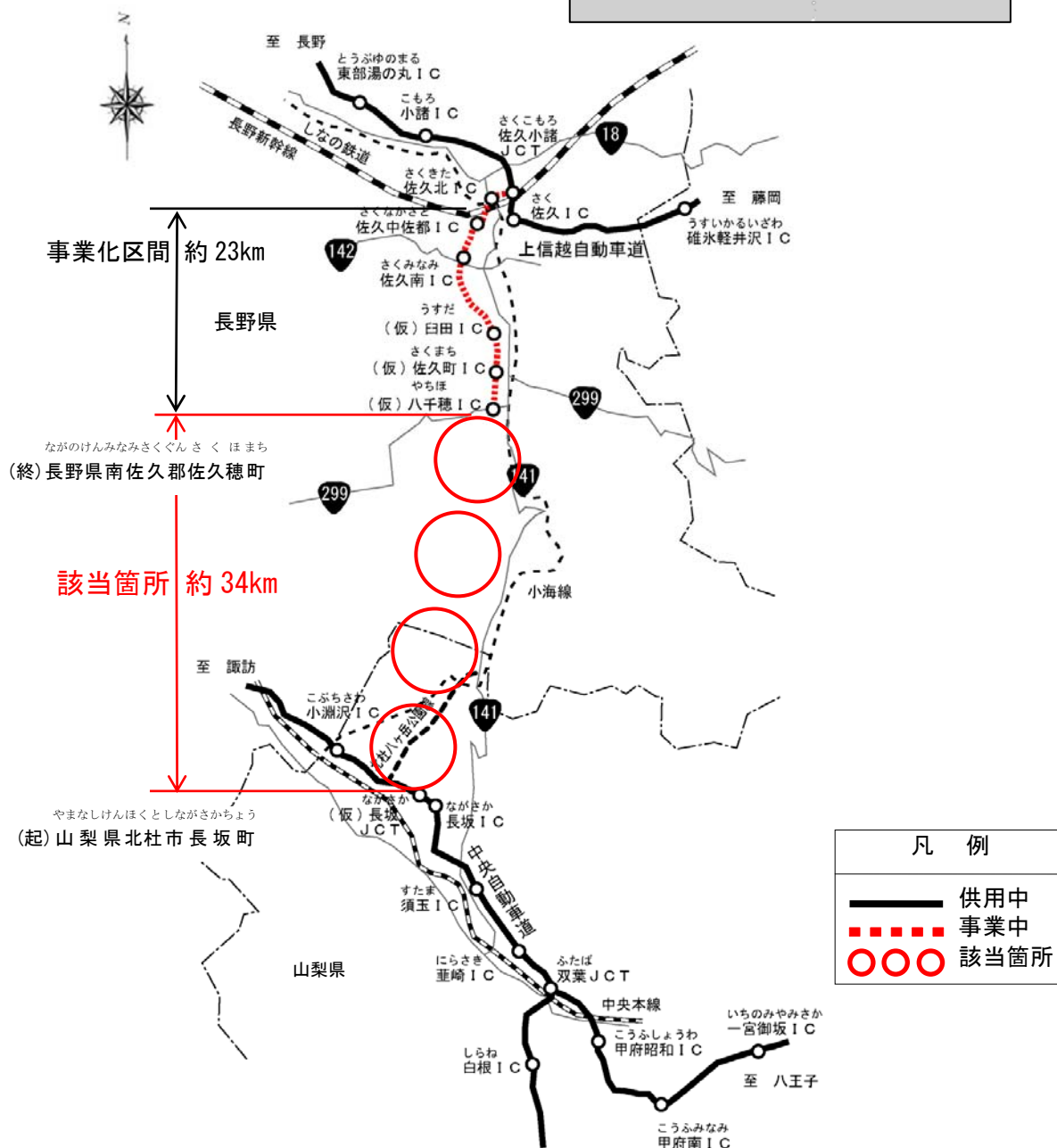
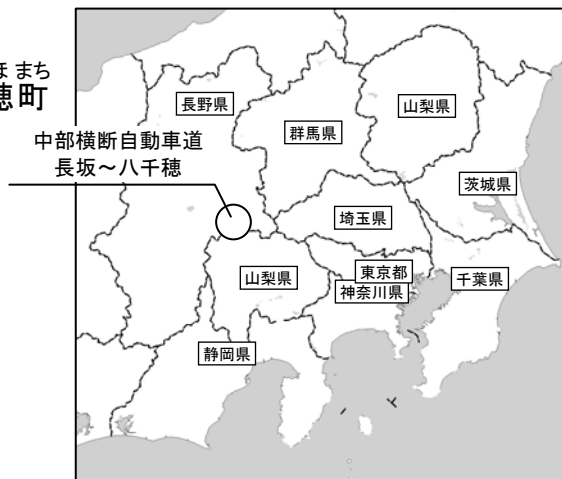


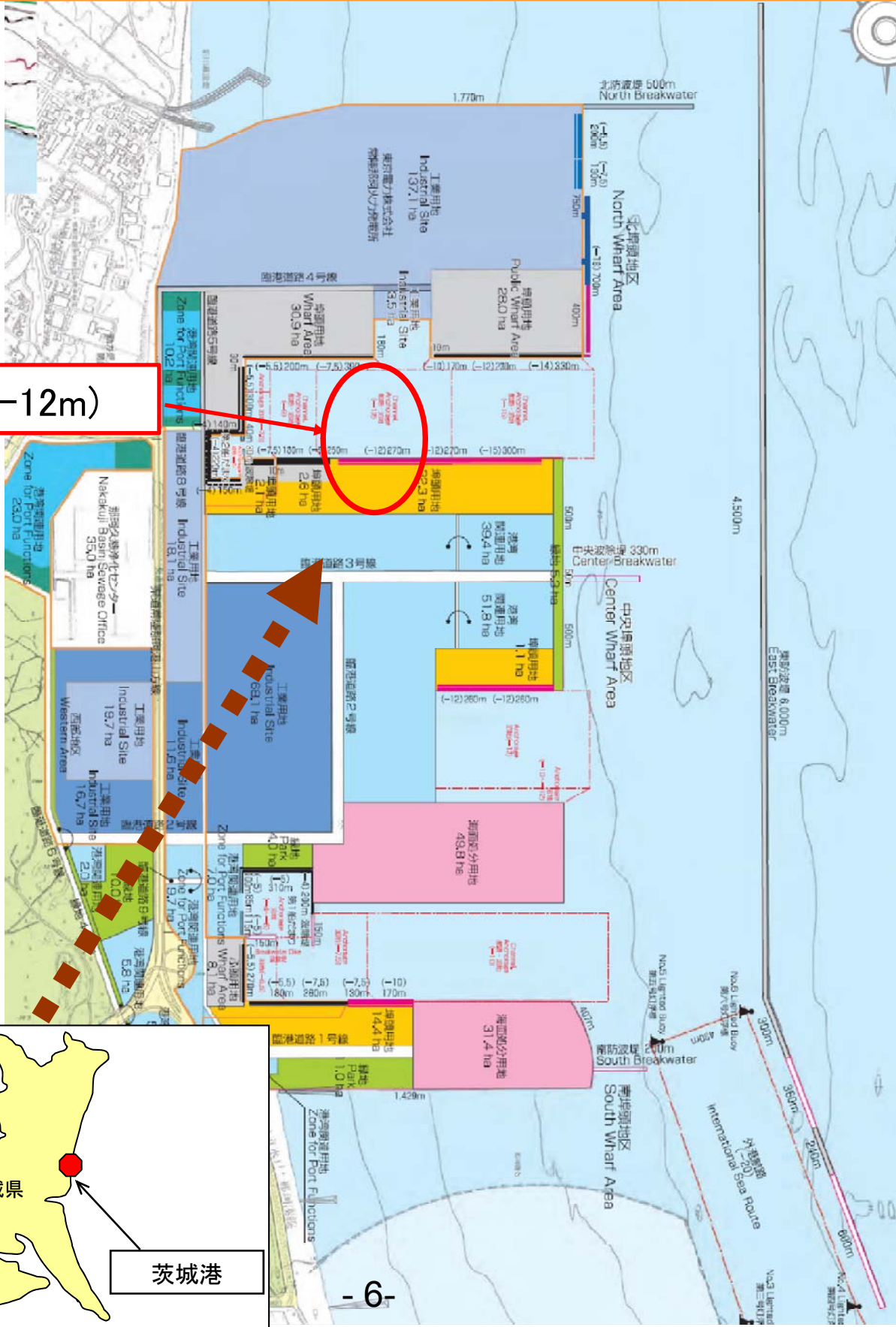
凡 例	
	供用中
	事業中
	該当箇所

# 中部横断自動車道 ながさか やちほ 長坂 JCT ~ 八千穂

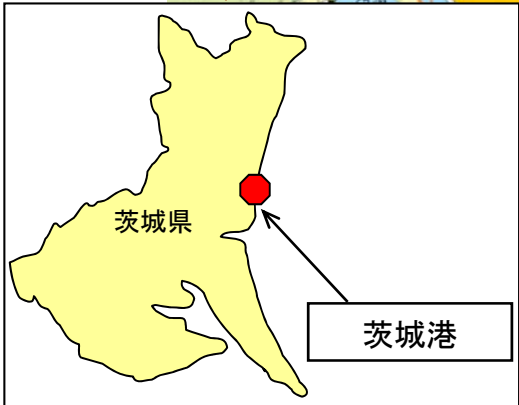
事業区間：山梨県北杜市長坂町  
～長野県南佐久郡佐久穂町

延長：約34km





岸壁(-12m)



# 「政策目標評価型事業評価」の導入についての基本方針(案)

公共事業の実施過程の透明性を一層向上させるため、事業の必要性等が検証可能となるよう評価の手法を改善するとともに、計画段階での事業評価を新たに導入

参考:H22.8.9公表資料

## 1. 政策目標評価型事業評価の導入

政策目標評価型事業評価として、以下の取り組みを実施する。

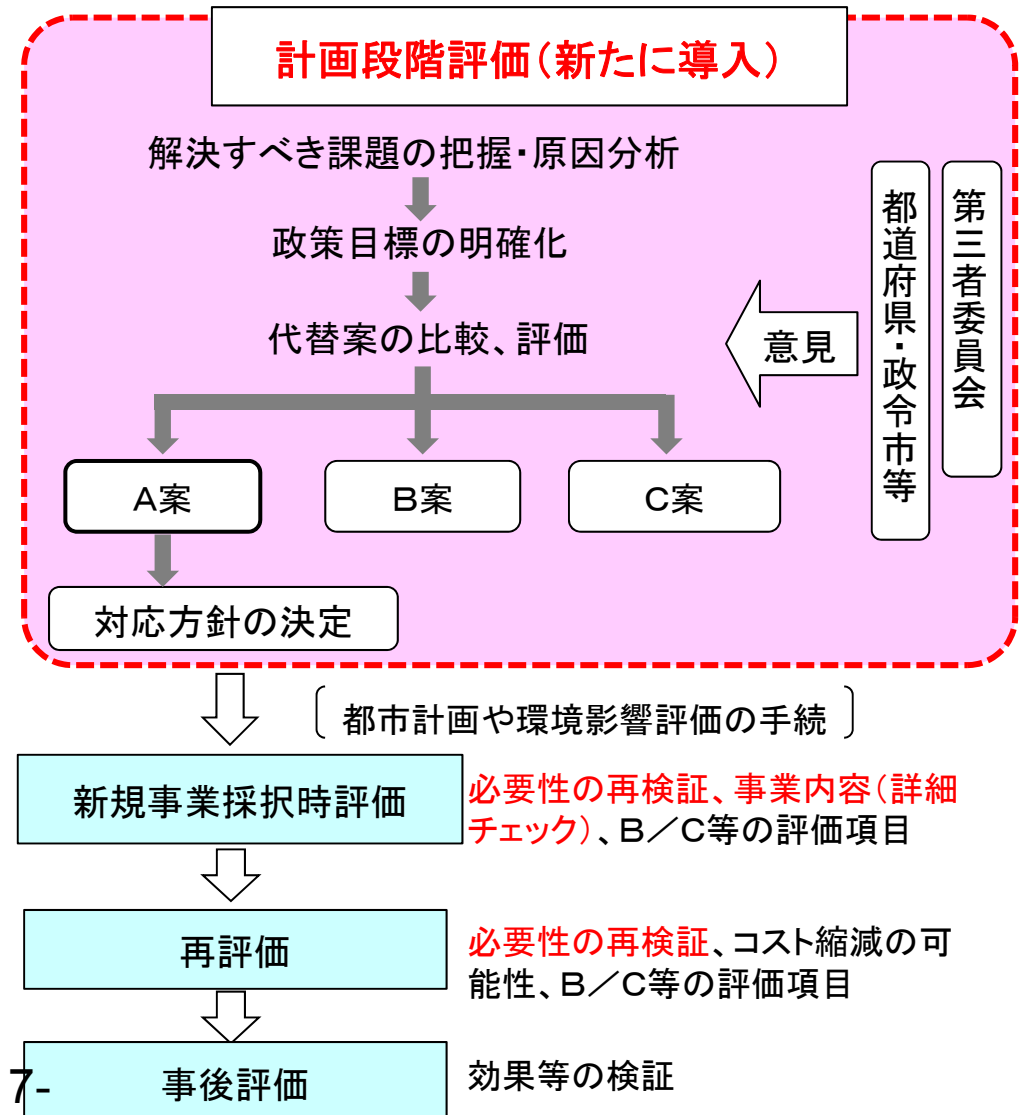
### ①事業の必要性や内容が検証可能となるよう 評価の手法を改善

- 事業目的となる解決すべき課題・背景の把握、原因分析
- 政策目標の明確化
- 政策目標に応じて評価項目を設定し、代替案を提示した上で、具体的データやコスト等から比較、評価

### ②計画段階の事業評価を導入

- 代替案の比較評価を行う計画段階における事業評価を実施

## 【政策目標評価型事業評価の一般的な流れ】



# 「政策目標評価型事業評価」の導入についての基本方針(案)

## 2. 計画段階評価の基本的枠組み

### ○評価の対象

国土交通省所管公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く、右表に掲げる直轄事業等

### ○評価の時期

右表に掲げる時期を原則とする

### ○都道府県・政令市及び第三者意見聴取

事業の内容について関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く

※ 河川事業、ダム事業について

河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等において、当該事業の代替案の比較評価を含めた審議等を経て、河川整備計画の策定・変更を行う場合は、計画段階評価の手続きが行われたものと位置付ける

計画段階評価の対象事業、実施時期

所管部局	計画段階評価の対象とする事業	計画段階評価の実施時期
河川局	河川事業	新規事業採択時評価の前年度まで
	ダム事業	
	砂防事業	
	地すべり対策事業	
河川局 港湾局	海岸事業	
道路局	新設・改築事業	都市計画や環境影響評価の手続きに入る前の段階 上記手続き対象外の場合は、新規事業採択時評価の前年度まで
港湾局	港湾整備事業	新規事業採択時評価の前年度まで
航空局	空港整備事業	
都市・地域整備局	都市公園事業	

## 3. 試行等について

○平成22年度においては、一部の直轄事業について計画段階評価を試行

※経過措置

平成23年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する事業は、計画段階評価を併せて実施 等